

公開買付説明書

平成21年12月

株式会社立花エレテック

(対象者 株式会社大電社)

公開買付説明書

本書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社立花エレテック
【届出者の住所又は所在地】	大阪市西区西本町一丁目13番25号
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区西本町一丁目13番25号
【電話番号】	06-6539-8800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門担当 住谷 正志
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社立花エレテック （大阪市西区西本町一丁目13番25号） 株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

（注1） 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社立花エレテックをいいます。

（注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社大電社をいいます。

（注3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注7） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注8） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

（注9） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

目 次

	頁
第1【公開買付要項】	1
1【対象者名】	1
2【買付け等をする株券等の種類】	1
3【買付け等の目的】	1
4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	7
5【買付け等を行った後における株券等所有割合】	12
6【株券等の取得に関する許可等】	13
7【応募及び契約の解除の方法】	13
8【買付け等に要する資金】	15
9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	16
10【決済の方法】	16
11【その他買付け等の条件及び方法】	17
第2【公開買付者の状況】	19
1【会社の場合】	19
2【会社以外の団体の場合】	78
3【個人の場合】	78
第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	79
1【株券等の所有状況】	79
2【株券等の取引状況】	85
3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	85
4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	85
第4【公開買付者と対象者との取引等】	85
1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	85
2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	86
第5【対象者の状況】	88
1【最近3年間の損益状況等】	88
2【株価の状況】	89
3【株主の状況】	89
4【その他】	91

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社大電社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、対象者普通株式1,642,000株（平成21年9月30日現在の発行済株式総数に対する所有株式の割合（小数点以下第三位四捨五入。以下「株式所有割合」といいます。）30.41%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者を100%子会社化することを目的として、対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）に上限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,976,000株。対象者の発行済株式総数の36.59%）以上である場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、本公開買付けは不成立となり、公開買付者は応募株券等の全部について買付け等を行いません。この買付予定数の下限（1,976,000株）は、公開買付者が現在所有している対象者普通株式1,642,000株と合わせて、対象者の発行済株式総数の67.00%（3,618,000株）となる数です。

本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、1株当たり400円です。

本公開買付けにあたり、公開買付者は、対象者株主である有限会社阪野興産（所有株式数425,840株、株式所有割合7.89%）との間で、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を、平成21年12月2日付で締結しており、また、阪野正廣氏との間で、阪野正廣氏（所有株式数263,852株、株式所有割合4.89%）及び阪野正廣氏の特定の親族5名（所有株式数合計170,780株、株式所有割合3.16%）（以下、阪野正廣氏及び阪野正廣氏の上記親族5名を「阪野正廣氏ら」と総称します。）が所有する対象者普通株式（所有株式数合計434,632株、株式所有割合合計8.05%）の全部につき本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を締結しております。また、公開買付者は、株式会社サンセイテクノ（所有株式数272,000株、株式所有割合5.04%）との間においても、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

また、本公開買付けについては、平成21年12月2日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議がなされております。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、その後の経営方針

対象者は、FA（ファクトリーオートメーション）機器及び部品の販売を主たる事業内容とする商社であり、主に関西圏において、入力機器（操作スイッチ、検出用スイッチ）、制御機器（制御用リレー、制御専用機器）、出力機器（ソレノイド、空圧機器、モータ）、システム関連機器（プログラマブル・コントローラ）及び電子機器（コネクタ、電子部品基板用スイッチ、基板用リレー）等の商品の販売を行っております。特に半導体関連装置への組込センサーや一般産業用装置向けのアームロボット機器及びデジタル家電関係のプログラマブル表示器などのオートメーション関連機器の販売を主力としており、ソリューション営業の展開に強みをもっております。対象者は、昭和30年6月の設立以来、安定した業績を背景に関西圏を事業基盤として順調な成長を遂げ、対象者普通株式は、平成3年10月に社団法人日本証券業協会に登録され、平成16年12月以後は株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場しております。

しかしながら、対象者においては、平成18年9月30日付で、当時の大口取引先であったオムロン株式会社IAB（インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー）事業部との制御機器特販店認定契約が解除さ

れたことを主因として売上高が激減し、平成19年3月期以後、直近3事業年度において連続で経常損失を計上し、平成17年3月期以後、直近5事業年度において連続で営業損失を計上しております。対象者の平成21年3月期の業績は、売上高53億96百万円（前期比17.2%減）、経常損失1億51百万円（前期経常損失1億25百万円）及び純損失3億40百万円（前期純損失1億96百万円）となっており、同期にかかる対象者の有価証券報告書（第54期有価証券報告書（提出日：平成21年6月26日））には、「事業等のリスク」として「売上高の減少に伴い継続的な営業損失を計上しており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況」にある旨が記載されるなど、非常に厳しい状況にあります。さらに、米国発の金融危機に端を発する国内外の需要減速を背景に設備投資抑制の影響を受け、デジタル家電・自動車関連分野における設備投資に対する制御機器・システム機器の販売は激減し、また半導体装置や金融関連機器への内蔵用電子部品の販売も落ち込むなど、対象者を取り巻く経営環境は引き続き非常に厳しいものとなっております。直近でも、対象者の平成22年3月期第2四半期の経営成績（累計）は、売上高17億54百万円（前年同四半期比43.7%減）、営業損失1億58百万円（前年同四半期営業損失64百万円）、経常損失1億34百万円（前年同四半期経常損失32百万円）及び四半期純損失1億24百万円（前年同四半期純損失32百万円）となっており、現状の経営体制を維持する限り、経営状況の改善は容易ではないと言わざるを得ません。

他方、公開買付者の企業グループ（以下「公開買付者グループ」といいます。）は、連結子会社15社及び関連会社1社で構成され、FA機器、産業機械、半導体デバイス、情報機器、設備機器の販売を主に、これらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。「エレクトリック&エレクトロニクス・テクノロジー」のスローガンのもと、FAシステム、半導体デバイス、情報通信、施設の4事業に加え、複数事業間で発生する顧客のシステム要求に的確に答えるソリューション事業を展開しており、業界、社会に高い価値を提供できる「電機と電子の技術商社」として、ユーザー仕様のシステム設計、またメーカーとの共同開発を積極的に推進するなど、関連製品の単品販売のみならず、顧客へのトータルソリューションの提供に大きな強みをもっております。

公開買付者は、収益基盤の強化・改善を図るべく他社との業務提携を含めた諸策を検討していたところ、対象者は、公開買付者と相互に補完関係を有する製品を取り扱っていることから効果的な販売協力が期待でき、また経験豊かな電子関係の技術者を多く抱えているなど、業務提携を行うことにより十分な相乗効果が見込まれるとの判断から、平成18年5月15日、対象者との間で業務・資本提携に関する基本合意を行うに至りました。これに基づき、公開買付者は、同年8月には、阪野壽彦氏から対象者普通株式1,426,000株を取得し、対象者普通株式1,642,000株（株式所有割合30.41%）を所有する筆頭株主となっております。また、公開買付者は対象者に対し、同年6月29日付で下吉英之を取締役として派遣し、その後同氏は、同年10月1日付で、対象者代表取締役社長に就任しております。

公開買付者は、対象者との業務・資本提携を行うにあたっては、近い将来さらに対象者普通株式の買い増しを進め、対象者普通株式の過半数を取得することを検討しておりました。しかしながら、上記のとおり、対象者は、公開買付者の資本参加を受けた直後に大口取引先であるオムロン株式会社IAB事業部との契約が解除されるなど、業績は悪化の一途を辿ることとなり、公開買付者としても、当面、買い増しの検討は凍結せざるを得ない状況となりました。

他方、そのような状況に対応して、対象者は、平成19年3月には海外事業から撤退し、以後、国内拠点の整理統合を実施する等コスト削減にも努めてきました。公開買付者も、対象者の筆頭株主として、平成20年6月からは、既に派遣していた上記代表取締役1名に加え、社外取締役1名及び社外監査役1名を追加で派遣するとともに、公開買付者FAシステム事業部等において対象者従業員の出向を受け入れるなどして業務提携の強化にも努めて参りました。

しかしながら、これらの諸策の効果が現れる間もなく、米国発の金融危機に端を発する国内外の需要減速の影響を真正面から受けることとなり、結果として対象者は、上記のとおり、直近5事業年度において連続して営業損失を計上しており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況にあります。かかる状況に至って、公開買付者及び対象者は、対象者における更なる抜本的な経営改革が必要であるとの認識を共有するに至りました。かかる抜本的な経営改革を実現するためには、公開買付者による経営への関与をさらに強め、経営責任をより明確にした事業体制への転換を図ることにより、公開買付者と対象者の間でより強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断し、対象者を公開買付者の100%子会社化することを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、対象者を100%子会社化することにより、中長期的には、上場維持コストの削減のみならず、

経営の見直しによる更なるコストの削減が見込まれると考えております。また、上記のとおり、公開買付者と対象者は、相互補完関係を有する取扱製品における販売協調、充実した技術者層の共有など、経営統合を行うことにより更なる相乗効果が見込まれることから、直ちに収益改善には至らないとしても、これらを梃子として対象者の収益構造を抜本的に改善しようものと考えております。

なお、対象者の取締役会長である阪野正廣氏は、公開買付者が対象者を100%子会社化した後、対象者の取締役会長を退任する予定です。公開買付者は、対象者を100%子会社化した後には、役員構成の変更及び営業拠点の整理等のコスト削減策を実行することを検討しておりますが、上述した阪野正廣氏の取締役会長からの退任を除き、それらの実現可能性及び具体的内容について現段階では未定であり、今後対象者等とも協議の上、慎重に検討を継続して参りたいと考えております。

また、対象者公表の平成21年12月2日付「平成22年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けに応募した株主と応募しなかった株主との間で不公平が生じる可能性を回避するため、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成22年3月期の配当予想を修正し、平成22年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議したとのことです（後記「第5 対象者の状況」の「4 その他」の記載をご参照ください。）。

(3) 本公開買付けの実施に至る過程（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等）

公開買付者は、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」のとおり、対象者を100%子会社化する予定です。本書提出日現在、対象者は公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は対象者普通株式1,642,000株（株式所有割合30.41%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としており、対象者に対して代表取締役1名、社外取締役1名及び社外監査役1名を派遣しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

① 公開買付者における検討

公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である株式会社SBI証券を財務アドバイザーとして選任するとともに、長島・大野・常松法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所の助言を得ながら慎重に議論・検討を進めてきました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者普通株式にかかる株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、ブルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

同株式価値算定書においては、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法によって、対象者普通株式の株式価値の算定を行っています。各手法における対象者普通株式の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価平均法では、平成21年12月1日を基準日として、対象者普通株式のジャスダック証券取引所における1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の出来高加重平均値を基に、1株当たりの株式価値の範囲を290円から309円までと算定しています。また、DCF法では、将来の収益予測や事業計画等を基に、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を336円から469円までと算定しています。

公開買付者は、ブルータス・コンサルティングから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果（「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数- (2) 買付け等の価格」における「算定の基礎」をご参照ください。）を参考として、対象者普通株式の市場株価及び出来高の動向、対象者に対する財務デュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格に付されたプレミアムの実例並びに本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者、対象者の大株主である有限会社阪野興産、阪野正廣氏ら及び株式会社サンセイテクノスと協議・交渉を行った結果を踏まえ、最終的に平成21年12月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり400円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付価

格は、本公開買付けの開始を決議した公開買付者の取締役会開催日に先立つ最終の取引成立日である平成21年11月26日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値285円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入）、上記取締役会開催日の前営業日である平成21年12月1日までの過去1ヶ月間の出来高加重平均値290円（小数点以下四捨五入）に対して37.93%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の出来高加重平均値300円（小数点以下四捨五入）に対して33.33%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去6ヶ月間の出来高加重平均値309円（小数点以下四捨五入）に対して29.45%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、公開買付者取締役会において本公開買付けの開始を決議した日である平成21年12月2日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値285円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

② 対象者における検討

一方、対象者は、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社大和総研（以下「大和総研」といいます。）を選定し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。平成21年12月1日、対象者は、大和総研より、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、対象者普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得いたしました（なお、対象者は、大和総研から、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。同株式価値算定書においては、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値を分析しており、市場株価平均法では289円から309円、DCF法では304円から496円、類似会社比較法では266円から488円の各レンジが、対象者普通株式の株式価値の算定結果として示されております。

対象者取締役会は、法務アドバイザーである弁護士人大江橋法律事務所からの助言を踏まえて、大和総研より受領した株式価値算定書及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した結果、対象者が公開買付者の100%子会社となることにより、公開買付者との経営統合を通じて得られる公開買付者の有する経営資源の活用並びに業務面及び財務面の相乗効果等から、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続を経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者普通株式の流動性を確保するものであるとともに、対象者株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨を、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により、決議しています。

なお、対象者の代表取締役社長である下吉英之及び対象者の社外取締役である島田教雄は、それぞれ公開買付者の取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。また、対象者取締役会長である阪野正廣氏については、対象者の大株主であって、その株式所有割合も、阪野正廣氏単独で4.89%（有限会社阪野興産及び阪野正廣氏ら合計で15.93%）にのぼり、かつ、公開買付者との間で、有限会社阪野興産及び阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を締結しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、上記の対象者取締役会には出席していません。

さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役中野純氏及び社外監査役棚橋渉氏は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行うことに賛成する旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役住谷正志は、公開買付者の取締役を兼務しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

③ その他

公開買付者は、法に定められた買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切に判断する機会を確保しております。

なお、公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止

するような合意は一切行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）

公開買付者は、上記のとおり、対象者を100%子会社化する方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続（以下「本手続」といいます。）により対象者を100%子会社化することを予定しています。本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者普通株式の買付け等を行ったものの、対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に本手続として、以下に述べる手続を実施することを予定しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること、並びに上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を、対象者に要請することを予定しています（但し、当該臨時株主総会及び種類株主総会の開催時期は現時点では未定です。）。

本手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営若しくはこれらの見込み等、又は本手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。本手続による100%子会社化の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者株主（公開買付者を除きます。）に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が上記の臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。なお、本公開買付けは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会における対象者株主の賛同を勧誘するものではありません。

なお、本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合、公開買付者以外を対象者株主の対象者普通株式の所有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、公開買付者は、対象者と協議の上、本手続に代えて、それと同等の効果を有する他の方法により、100%子会社化を実行する可能性があります（以下、かかる方法による100%子会社化と本手続を合わせ「本手続等」と総称します。）。但し、その場合でも、公開買付者以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により100%子会社化を実行することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する対価についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営若しくはこれらの見込み等、又は本手続等に関連する裁判所の判断等によっては、当該対価が、本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。

以上に述べた本手続等の実施の詳細（上記①ないし③の議案の詳細を含みます。）及び時期については、現時点で未定であり、対象者等と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付けへの応募、その後に予定される本手続等の実行によって交付される対価の受領、又は本手続等の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願い致します。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、ジャスダック証券取引所に上場しております。公開買付者は、対象者を100%子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、本公開買付けの成立をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、公開買付者が、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のとおり、対象者等と別途協議の上、適用ある法令に従い本手続等を実行する措置を取ることとなった場合には、上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。また、本手続が実施される場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式について、上場申請は行われない予定です。

(6) 公開買付者と対象者株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、有限会社阪野興産（所有株式数425,840株、株式所有割合7.89%）との間で、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を、平成21年12月2日付で締結しており、また、阪野正廣氏との間で、阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式（所有株式数合計434,632株、株式所有割合合計8.05%）の全部につき本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を、平成21年12月2日付で締結しております。

また、公開買付者は、株式会社サンセイテクノス（所有株式数272,000株、株式所有割合5.04%）との間においても、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成21年12月2日付で締結しております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成21年12月3日（木曜日）から平成22年1月21日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	平成21年12月3日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき、金400円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者普通株式にかかる株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得いたしました。プルータス・コンサルティングは、市場株価平均法及びDCF法の各手法によって、対象者普通株式の株式価値の算定を行っています。上記各手法において算定された対象者普通株式1株あたりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 290円～309円 DCF法 336円～469円</p> <p>① 市場株価平均法 市場株価平均法では、平成21年12月1日を基準日として、対象者普通株式のジャスダック証券取引所における1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の出来高加重平均値を基に、1株当たりの株式価値の範囲を290円から309円までと算定しています。</p> <p>② DCF法 DCF法では、将来の収益予測や事業計画等を基に、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を336円から469円までと算定しています。</p> <p>公開買付者は、プルータス・コンサルティングから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者普通株式の市場株価及び出来高の動向、対象者に対する財務デュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格に付されたプレミアムの実例並びに本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者、対象者の大株主である有限会社阪野興産、阪野正廣氏ら及び株式会社サンセイテクノスと協議・交渉を行った結果を踏まえ、最終的に平成21年12月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり400円とすることに決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格は、本公開買付けの開始を決議した公開買付者の取締役会開催日に先立つ最終の取引成立日である平成21年11月26日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値285円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入）、上記取締役会開催日の前営業日である平成21年12月1日までの過去1ヶ月間の出来高加重平均値290円（小数点以下四捨五入）に対して37.93%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の出来高加重平均値300円（小数点以下四捨五入）に対して33.33%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去6ヶ月間の出来高加重平均値309円（小数点以下四捨五入）に対して29.45%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、公開買付者取締役会において本公開買付けの開始を決議した日である平成21年12月2日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値285円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、収益基盤の強化・改善を図るべく他社との業務提携を含めた諸策を検討していたところ、対象者とは、相互補完関係を有する取扱製品における販売協調や充実した技術者層の共有などを通じ、業務提携を行うことにより十分な相乗効果が見込まれるとの判断から、平成18年5月15日、対象者との間で業務・資本提携に関する基本合意を行うに至り、同年8月には、対象者普通株式1,642,000株（株式所有割合30.41%）を所有する筆頭株主となっております。</p> <p>しかしながら、対象者においては、公開買付者の資本参加を受けた直後に大口取引先であるオムロン株式会社IAB事業部との契約が解除されたことに加え、国内外の需要減速の影響を真正面から受けたことにより、業績は悪化の一途を辿っており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況にあります。</p> <p>かかる状況に至って、公開買付者は、平成21年10月初旬頃から、対象者における更なる抜本的な経営改革を実行するための施策の検討を開始し、そのためには、公開買付者による経営への関与をさらに強め、経営責任をより明確にした事業体制への転換を図ることにより、公開買付者と対象者の間でより強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断し、対象者を公開買付者の100%子会社化することを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。</p> <p>① 算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者普通株式にかかる株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得いたしました。</p> <p>② 当該意見の概要</p> <p>プルータス・コンサルティングは、市場株価平均法及びDCF法の各手法によって、対象者普通株式の株式価値の算定を行っています。上記各手法において算定された対象者普通株式1株あたりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="518 1185 861 1255"> <tr> <td>市場株価平均法</td> <td>290円～309円</td> </tr> <tr> <td>DCF法</td> <td>336円～469円</td> </tr> </table> <p>③ 本公開買付価格を決定するに至った経緯について</p> <p>公開買付者は、プルータス・コンサルティングから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者普通株式の市場株価及び出来高の動向、対象者に対する財務デュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格に付されたプレミアムの実例並びに本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者、対象者の大株主である有限会社阪野興産、阪野正廣氏ら及び株式会社サンセイテクノスと協議・交渉を行った結果を踏まえ、最終的に平成21年12月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり400円とすることに決定いたしました。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置)</p> <p>公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。</p> <p>① 公開買付者における検討</p> <p>公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である株式会社SBI証券を財務アドバイザーとして選任するとともに、長島・大野・常松法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所の助言を得ながら慎重に議論・検討を進めてきました。</p>	市場株価平均法	290円～309円	DCF法	336円～469円
市場株価平均法	290円～309円				
DCF法	336円～469円				

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者普通株式にかかる株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、プルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。同株式価値算定書に記載された意見の概要は、上記「算定の基礎」に記載のとおりです。

② 対象者における検討

一方、対象者は、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である大和総研を選定し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。平成21年12月1日、対象者は、大和総研より、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、対象者普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得いたしました（なお、対象者は、大和総研から、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。同株式価値算定書においては、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値を分析しており、市場株価平均法では289円から309円、DCF法では304円から496円、類似会社比較法では266円から488円の各レンジが、対象者普通株式の株式価値の算定結果として示されております。

対象者取締役会は、法務アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所からの助言を踏まえて、大和総研より受領した株式価値算定書及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した結果、対象者が公開買付者の100%子会社となることにより、公開買付者との経営統合を通じて得られる公開買付者の有する経営資源の活用並びに業務面及び財務面の相乗効果等から、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続を経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者普通株式の流動性を確保するものであるとともに、対象者株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨を、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により、決議しています。

なお、対象者の代表取締役社長である下吉英之及び対象者の社外取締役である島田教雄は、それぞれ公開買付者の取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。また、対象者取締役会長である阪野正廣氏については、対象者の大株主であって、その株式所有割合も、阪野正廣氏単独で4.89%（有限会社阪野興産及び阪野正廣氏ら合計で15.93%）にのぼり、かつ、公開買付者との間で、有限会社阪野興産及び阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を締結しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、上記の対象者取締役会には出席していません。

さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役中野純氏及び社外監査役棚橋渉氏は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行うことに賛成する旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役住谷正志は、公開買付者の取締役を兼務しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

	<p>③ その他</p> <p>公開買付者は、法に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切に判断する機会を確保しております。</p> <p>なお、公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,576,000 (株)	1,976,000 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,976,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部について買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 対象者が所有する自己株式182,000株については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大数である3,576,000株としております。これは、対象者の第55期第2四半期に係る四半期報告書(提出日:平成21年11月13日、以下、「第55期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(5,400,000株)から、第55期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者の自己株式数(182,000株)及び公開買付者の所有する株式数(1,642,000株)を控除した株式数です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、後記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」において記載されているとおり、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人(後記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」において記載されるものをいいます。)に開設された応募株主等(後記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」で定義されます。)名義の口座に記載又は記録されている必要があります。詳細については、後記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」をご覧ください。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令及び同社株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	3,576
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月3日現在)(個)(d)	1,642
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月3日現在)(個)(g)	387
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(j)	5,177
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a)/(j)(%)	68.53
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、前記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(3) 買付予定の株券等の数」に記載しております、本公開買付けの買付予定数(3,576,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月3日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者の第55期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第55期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(5,400,000株)から第55期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者の自己株式数(182,000株)を控除した5,218,000株に係る議決権の数(5,218個)を分母としております。

(注4) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(但し、特別関係者である対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としており、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月3日現在)(個)(g)」は、「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」に含まれることから、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月3日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 本公開買付けに応募しようとする対象者の株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<http://www.sbisecc.co.jp>）に記載される方法、又は所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午後3時までに同社の本店又は国内営業部店において申し込む方法にて、応募を行って下さい。なお、応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注1）

（公開買付代理人の本店又は国内営業部店にて申し込む方法の場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、下記③に記載する公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、公開買付代理人の本店又は国内営業部店に公開買付期間の末日の午後3時までに到達するよう応募を行って下さい。）。

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の証券取引口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了していただく必要があります。

④ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）が必要となります。

⑥ 外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます）。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注2）。

⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します（インターネット経由で応募された応募株主等に対しても、受付票の交付は応募画面上の表示ではなく、郵送により交付します。）。

⑨ 対象者の株主名簿管理人（中央三井信託銀行株式会社）に開設された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。この場合、当該特別口座に記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人の応募株主口座へ振替手続をお取りいただく必要があります。なお、株主名簿管理人に開設された特別口座から、公開買付代理人の応募株主口座に株券等の記録を振替える手続の詳細につきましては、上記株主名簿管理人にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。詳しくは、同社のホームページ (<http://www.sbisec.co.jp>)、又は同社の本店若しくは国内営業部店においてご確認ください。

個人・・・・・・・・・・ 運転免許証、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、各種健康保険証、各種年金手帳、外国人登録証明書又は外国人登録原票の記載事項証明書のいずれか（いずれも原則として原本。氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行後6ヶ月以内に作成のもの、また有効期限のあるものはその期限内のもの。インターネットで口座開設する場合にはコピーでも可。）

法人・・・・・・・・・・ ①登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本。発行後6ヶ月以内に作成のもの）

②法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主等・・ 外国人（居住者を除きます。）、又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な御質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合には、公開買付代理人のホームページ (<http://www.sbisec.co.jp>) に記載される方法（お取扱店への連絡による手続）によって公開買付期間の末日の午後3時までに、解除手続を行ってください。

また、同社の本店又は国内営業部店に開設された対面取引口座経由で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後3時までに、下記に指定する者の本店又は国内各営業部店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店又は国内営業部店に対し、公開買付期間の末日の午後3時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の同社の国内各営業部店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,430,400,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a)+(b)+(c)	1,459,400,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(3,576,000株)に1株当たりの買付価格(400円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は公開買付終了後まで未確定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
通知預金	8,500,000
計(a)	8,500,000

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

8,500,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(2)【決済の開始日】

平成22年1月28日（木曜日）

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛てに郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,976,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部について買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け代理人のホームページ（<http://www.sbisecc.co.jp>）に記載される方法（お取扱店への連絡による手続）によって公開買付け期間の末日の午後3時まで、解除手続を行ってください。但し、送付の場合は、解除書面が、公開買付け代理人の本店又は国内営業部店に対し、公開買付け期間の末日の午後3時まで、到達することを条件とします。

なお、公開買付け者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付け者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法27条の8第11項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

- ① 応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。
- ② 本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。
- ③ 買付け等又は公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵送その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。
- ④ 他の者の裁量権のない代理人は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	項目
大正10年9月	大阪市北区において電気関係製品の卸売業と電気工事業を目的として個人経営で立花商會を創業
昭和6年2月	合資会社に改組。大阪市東区に移転
昭和22年7月	三菱電機㈱と特約店契約を締結
昭和23年7月	㈱立花商會を設立。本店を大阪市東区に置く
昭和23年12月	㈱立花商會を吸収合併し、同社が締結した三菱電機㈱との特約店契約を継承
昭和32年3月	東京都大田区に東京支店（現、東京支社 東京都港区）開設
昭和36年5月	大阪市西区に本店移転
昭和36年5月	堺市堺区に堺支店（現、南大阪支店）開設
昭和36年7月	名古屋市千種区に名古屋支店（現、名古屋支社 名古屋市東区）開設
昭和37年3月	三菱電機㈱との特約店契約を改め代理店契約を締結
昭和38年5月	神戸市兵庫区に神戸営業所（現、神戸支店 神戸市中央区）開設
昭和41年1月	東京都町田市に町田営業所（現、神奈川支店 横浜市中区）開設
昭和41年9月	東京海上火災保険㈱（現、東京海上日動火災保険㈱）の代理店として、損害保険並びに自動車損害賠償責任保険の取扱を開始
昭和41年12月	㈱第一サービス（現、㈱タチバナクリエート）を設立（現・連結子会社）
昭和45年1月	貿易課を新設し、海外取引を開始（現、海外本部）
昭和49年3月	一般建設業の建設大臣許可を取得
昭和49年8月	特定建設業の建設大臣許可を取得
昭和54年6月	立花冷暖房サービス㈱（現、立花イーエス㈱）を設立（現・連結子会社）
昭和57年8月	シンガポールにシンガポール駐在員事務所開設
昭和61年5月	大阪証券取引所の市場第二部特別指定銘柄（新二部）に株式上場
昭和62年8月	シンガポールのタチバナセミコンダクターズ（シンガポール）社（現、タチバナセールス（シンガポール）社）の全株式を取得（現・連結子会社）
昭和63年5月	香港に香港駐在員事務所開設
平成2年9月	大阪証券取引所の市場第二部銘柄に指定
平成4年3月	香港のタチバナセミコンダクターズ（香港）社（現、タチバナセールス（香港）社）の全株式を取得（現・連結子会社）
平成9年2月	台湾に海外子会社の台湾立花股份有限公司を設立（現・連結子会社）
平成11年2月	研電工業㈱の全株式を取得（現・連結子会社）
平成12年7月	㈱タチバナソリューションズプラザを設立（現・連結子会社）
平成13年9月	「株式会社立花商會」から「株式会社立花エレテック」に商号変更
平成14年12月	㈱タチバナセールス（香港）社の全額出資により立花機電貿易（上海）有限公司を設立（現・連結子会社）
平成15年4月	アドバンストロジスティクス㈱を設立（現・連結子会社）
平成15年4月	㈱立花マネジメンツサービスを設立（現・連結子会社）
平成16年3月	東京証券取引所の市場第二部に株式上場
平成16年8月	㈱宏和工業の全株式を取得（現・連結子会社）
平成16年8月	㈱太洋商會の全株式を取得（現・連結子会社）
平成17年3月	東京証券取引所並びに大阪証券取引所市場第一部に指定
平成19年1月	㈱タチバナセールス（香港）社の全額出資によりタチバナセールス（韓国）社を設立（現・連結子会社）
平成19年3月	㈱タチバナセールス（シンガポール）社の全額出資によりタチバナセールス（バンコク）社を設立（現・連結子会社）
平成19年10月	㈱テクノットの株式を追加取得（現・連結子会社）

②【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 各種電気機械器具、照明機械器具、通信機械器具、電子応用機械器具、医療機械器具、工作機械器具、事務機械器具、瓦斯器具並びにビル及び住宅関連製品、計量器、その他一般機械器具並びに部品の販売と産業機械器具並びに部品の製造及び販売
2. 合金、電気絶縁材料、高圧瓦斯並びにその容器の販売
3. 半導体素材、半導体素子、集積回路の販売
4. 電子計算機、制御・計測機器、防火・防犯等の防災機器、車両・航空・船舶等の輸送機器、油圧・空気圧機器、冷凍・空調設備機械器具並びに部品の販売
5. 前各号に関連するシステム設計、ソフトウェア開発の販売
6. プレス・粉末冶金用等の金型及び吊具・鎖等の金属製品、工業用・建築用及び家庭用の合成樹脂製品、各種電池並びに部品の販売
7. コンデンサー・プリント基板材等の電子部品及び材料、配線材料、電線、ケーブル、写真感光材料の販売
8. 茶、清涼飲料水及び植物油等の販売
9. 前各号に関連する輸出入業
10. コンピュータによる情報処理の受託及びサービス業
11. 労働者派遣事業
12. 電気工事、管工事、機械器具設置工事の請負
13. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業
14. 不動産の賃貸と管理に関する業務
15. 前各号に関連する一切の事業

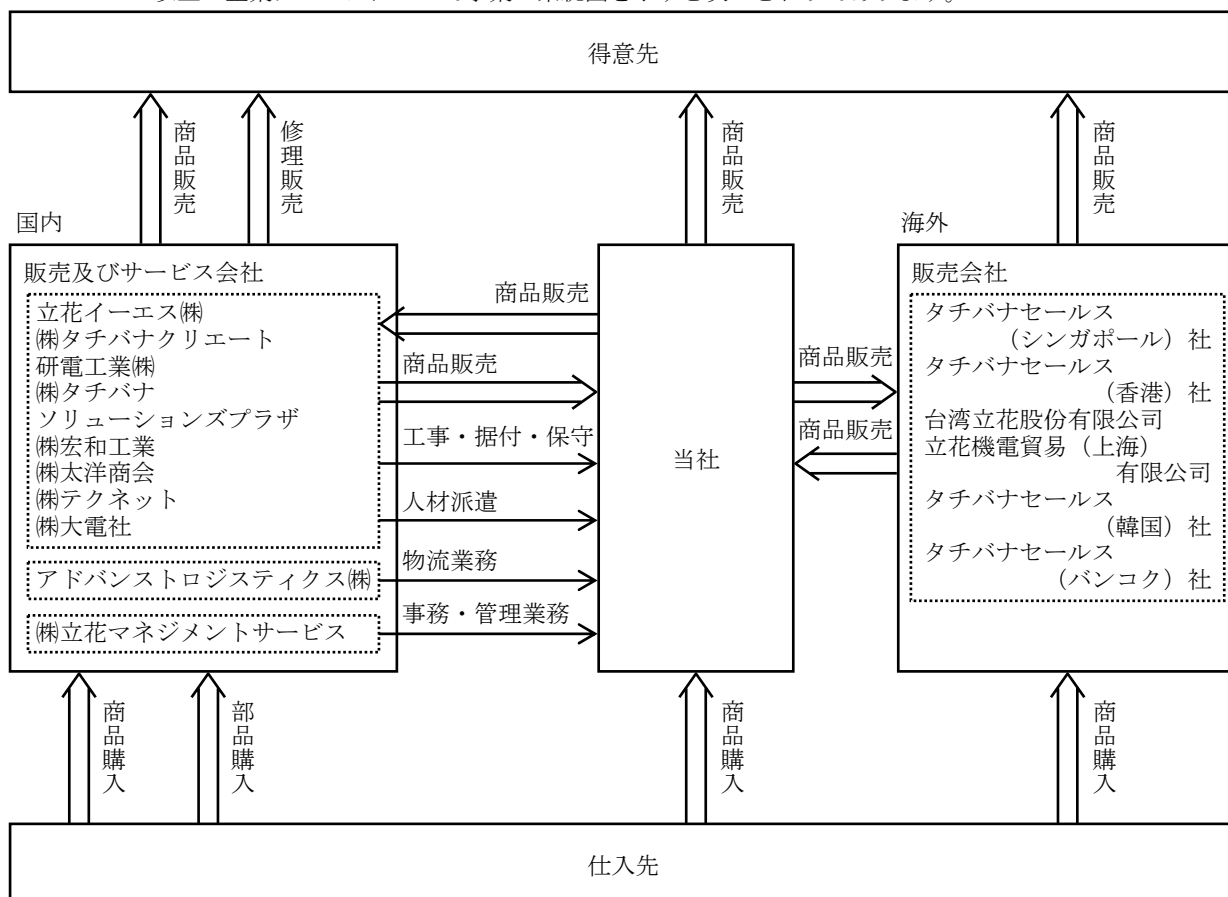
(事業の内容)

公開買付者グループは、連結子会社15社及び関連会社1社で構成され、FA機器、産業機械、半導体デバイス、情報機器、設備機器の販売を主にこれらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。

公開買付者グループを構成する連結子会社及び関連会社は、次のとおりであります。

連結子会社	立花イーエス(株)	冷暖房空調機器の据付、修理
	(株)タチバナクリエート	電気機器、家電品の販売、労働者の派遣
	研電工業(株)	電気機械器具の販売及び修理
	(株)タチバナソリューションズプラザ	移動体通信関連のソフトウェア開発、労働者の派遣
	(株)宏和工業	空調、衛生、給排水の管工事
	(株)大洋商会	電気機械器具の販売
	アドバンストロジスティクス(株)	商品の保管、配送業務の受託
	(株)立花マネジメントサービス	管理業務、事務処理業務の受託
	(株)テクネット	電気機械器具の販売
	タチバナセールス（シンガポール）社	半導体、半導体部品材料、電子デバイスの販売
	タチバナセールス（香港）社	半導体、防犯機器の販売
	台湾立花股份有限公司	電気機器、電子機器の輸出入販売
	立花機電貿易（上海）有限公司	FA機器、産メカ製品、半導体の販売
	タチバナセールス（韓国）社	半導体、電子デバイス品の販売
	タチバナセールス（バンコク）社	半導体、電子デバイス品の販売
関連会社	(株)大電社	電機、電子機器用部品の販売

以上の企業グループについて事業の系統図を示すと次のとおりであります。



(注1) 立花機電貿易(上海)有限公司及びタチバナセールス(韓国)社は、タチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。

(注2) タチバナセールス(バンコク)社は、タチバナセールス(シンガポール)社の100%出資子会社であります。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成21年12月3日現在

資本金の額	発行済株式の総数
5,692,138,150	21,381,102株

④【大株主】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	1,601	7.49
株式会社サンセイテクノス	大阪市淀川区西三国1丁目1番1号	1,232	5.76
立花エレテック従業員持株会	大阪市西区西本町1丁目13番25号	1,047	4.90
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	901	4.22
株式会社きんでん	大阪市北区本庄東2丁目3番41号	628	2.94
株式会社ノーリツ	神戸市中央区江戸町93番地	618	2.89
立花 浪子	兵庫県芦屋市	434	2.03
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	431	2.02
佐竹 千草	兵庫県芦屋市	409	1.91
エスペック株式会社	大阪市北区天神橋3丁目5番6号	377	1.77
計	—	7,683	35.93

(注1) 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 上記のほか、公開買付者が保有する自己株式が497千株(2.33%)あります。

(注3) 立花浪子氏は平成19年5月4日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

⑤ 【役員職歴及び所有株式の数】

平成21年12月3日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	社長執行役員	渡邊 武雄	昭和20年6月29日生	昭和43年3月 当社入社 平成5年4月 当社海外本部長 平成8年6月 当社取締役海外本部長に就任 平成10年6月 当社取締役海外事業本部長に就任 平成12年6月 当社代表取締役社長に就任 平成15年6月 当社代表取締役社長 代表執行役員に就任 平成18年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員に就任(現任)	91
取締役	相談役執行役員 北陸支店担当、 韓国担当	佐々木 正也	昭和13年5月1日生	昭和44年5月 当社入社 平成4年4月 当社電子デバイス本部長 平成6年6月 当社取締役電子デバイス本部長、 全社電子デバイス担当に就任 平成10年6月 当社常務取締役半導体デバイス事 業担当に就任 平成12年6月 当社専務取締役東京支社長、半導 体デバイス事業担当に就任 平成14年6月 当社代表取締役専務東京支社長、 北陸支店担当に就任 平成15年6月 当社代表取締役専務 執行役員 東京支社長、北陸支店担当に就任 平成18年6月 当社代表取締役 専務執行役員 東京支社長、北陸支店担当に就任 平成19年6月 当社代表取締役 専務執行役員全 社営業担当、北陸支店担当に就任 平成21年6月 当社取締役 相談役執行役員北陸 支店担当、韓国担当に就任(現 任)	30
取締役	専務執行役員F Aシステム事業 担当、神戸支 店・九州支店担 当	島田 教雄	昭和18年1月31日生	昭和36年3月 当社入社 平成10年6月 当社機器本部長 平成12年6月 当社取締役機器本部長に就任 平成14年4月 当社取締役FA第一本部長に就任 平成15年6月 当社取締役 執行役員 FA第一 本部長に就任 平成16年6月 当社常務取締役 執行役員 FA 第一本部長に就任 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 FA システム事業担当、神戸支店・九 州支店担当に就任 平成20年6月 当社取締役 専務執行役員 FA システム事業担当、神戸支店・九 州支店担当に就任(現任)	30

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
取締役		下吉 英之	昭和21年3月15日生	昭和43年4月 平成10年6月 平成14年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年10月 平成18年10月	当社入社 当社機電本部長 当社名古屋支社副支社長兼F A第三本部長 当社取締役名古屋支社副支社長兼F A第三本部長に就任 当社取締役 執行役員 名古屋支社長兼F A第三本部長に就任 当社取締役 常務執行役員に就任 株式会社大電社取締役に就任 同社代表取締役社長に就任(現任) 当社取締役に就任(現任)	26
取締役	執行役員管理部門担当、CSR推進担当兼CSR推進本部長兼コンプライアンス室長	住谷 正志	昭和24年1月1日生	昭和48年4月 平成8年10月 平成15年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年11月	当社入社 当社管理本部経営企画部長 当社経営企画本部長 当社管理部門統括本部長 当社執行役員 管理部門統括本部長 当社取締役 執行役員 管理部門担当に就任 当社取締役 執行役員 管理部門担当、CSR推進担当に就任 当社取締役 執行役員 管理部門担当、CSR推進担当兼CSR推進本部長兼コンプライアンス室長に就任(現任)	11
取締役		神田 正志	昭和32年1月14日生	昭和56年4月 平成16年4月 平成20年4月 平成21年6月	三菱電機株式会社入社 同社関西支社機器第二部長 同社関西支社副支社長兼関西支社機器第二部長(現任) 当社取締役に就任(現任)	—
取締役		辻川 正人	昭和33年1月31日生	昭和60年11月 昭和63年4月 昭和63年4月 平成6年1月 平成16年12月 平成19年6月	司法試験合格 大阪弁護士会登録 関西法律特許事務所入所 関西法律特許事務所パートナー 弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護士(現任) 当社取締役に就任(現任)	—
監査役 常勤		田村 勝彦	昭和21年12月20日生	昭和40年3月 平成4年8月 平成10年4月 平成14年4月 平成18年4月 平成19年6月	当社入社 当社ビルシステム本部総合営業部長 当社管理本部総務部長 当社経営企画本部広報部長 当社広報部長兼東京広報部長 当社常勤監査役に就任(現任)	21

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
監査役		大谷 康弘	昭和41年2月13日生	平成2年10月 平成12年4月 平成12年7月 平成13年8月 平成14年8月 平成15年6月 平成16年2月	太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 大谷公認会計士事務所所長（現任） （株）関西ベンチャーインキュベーター取締役に就任 同社代表取締役に就任（現任） ケイブイアイ税理士法人社員 当社監査役に就任（現任） ケイブイアイ税理士法人代表社員（現任）	—
監査役		塩路 広海	昭和32年1月28日生	昭和59年10月 昭和62年4月 平成3年4月 平成19年6月	司法試験合格 大阪弁護士会登録浅岡法律事務所（現 浅岡・瀧法律会計事務所）入所 塩路法律事務所開設 所長（現任） 当社監査役に就任（現任）	—
計						213

(注1) 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 取締役 神田正志、辻川正人の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役 大谷康弘、塩路広海の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注4) 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次の通りであります。

氏名	生年月日	職歴		任期	所有株式数 (千株)
木田 稔	昭和45年7月30日生	平成5年10月 平成16年1月 平成16年6月 平成18年12月	太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士木田 稔事務所所長（現任） （株）IPOサポートセンター（現 （株）アイサポート）代表取締役に就任（現任） 監査法人グラヴィタス 代表社員（現任）	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

(注5) 当社は、執行役員制度を平成15年6月27日より導入し、経営をつかさどる取締役が執行役員を兼務するとともに、業務執行をつかさどる執行役員を任命しております。

執行役員の内、取締役を兼務していない執行役員は、以下の通りであります。

役職名	氏名
常務執行役員 東京支社長	安齋 雄二
常務執行役員 半導体デバイス事業担当	小沼 博
常務執行役員 ソリューション事業担当兼全社技術担当・技術本部長	山本 通泰
執行役員 半導体技術・EMS統括本部長	浜本 昭文
執行役員 FA第一本部長	上田 幸男
執行役員 情報通信事業担当兼情報通信本部長・情通企画部長	濱村 正夫
執行役員 名古屋支社長、名古屋管理部長	真鍋 善英
執行役員 外資半導体デバイス統括本部長兼半導体デバイス第二本部長	松野 秀樹
執行役員 経営管理本部長	清水 洋二
執行役員 FA第二本部長	山口 均

(2) 【経理の状況】

① 連結財務諸表の作成方法について

公開買付者の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、第79期連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、第80期連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

② 四半期連結財務諸表の作成方法について

公開買付者の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、第80期第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第80期第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、第81期第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第81期第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

③ 監査証明について

イ 公開買付者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第79期連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第80期連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

ロ 公開買付者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第80期第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第80期第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、第81期第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第81期第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、従来から公開買付者が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	第79期連結会計年度 (平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 8,518	※2 9,236
受取手形及び売掛金	43,963	35,228
たな卸資産	7,939	—
商品	—	6,780
仕掛品	—	14
原材料	—	2
繰延税金資産	514	382
未収入金	2,025	1,011
その他	199	224
貸倒引当金	△52	△43
流動資産合計	63,108	52,837
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,064	6,071
減価償却累計額	△3,193	△3,382
建物及び構築物 (純額)	※2 2,871	※2 2,688
機械装置及び運搬具	64	62
減価償却累計額	△53	△51
機械装置及び運搬具 (純額)	11	11
工具、器具及び備品	548	607
減価償却累計額	△430	△454
工具、器具及び備品 (純額)	117	153
土地	※2 502	※2 502
有形固定資産合計	3,502	3,355
無形固定資産		
のれん	38	—
ソフトウェア	212	318
電話加入権	1	1
その他	159	35
無形固定資産合計	412	355
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 8,058	※1 6,219
長期貸付金	35	11
繰延税金資産	16	228
その他	567	998
貸倒引当金	△153	△250
投資その他の資産合計	8,524	7,207
固定資産合計	12,439	10,917
資産合計	75,547	63,755

(単位：百万円)

	第79期連結会計年度 (平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	34,886	25,746
短期借入金	※2 2,661	※2 2,338
未払法人税等	526	107
繰延税金負債	1	0
賞与引当金	687	542
その他	2,345	1,782
流動負債合計	41,108	30,519
固定負債		
長期借入金	※2 299	※2 109
繰延税金負債	587	—
退職給付引当金	365	417
負ののれん	—	4
その他	154	155
固定負債合計	1,407	686
負債合計	42,516	31,205
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,692	5,692
資本剰余金	5,571	5,571
利益剰余金	20,984	21,935
自己株式	△83	△446
株主資本合計	32,164	32,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	830	44
繰延ヘッジ損益	△0	0
為替換算調整勘定	△8	△303
評価・換算差額等合計	821	△258
少数株主持分	45	55
純資産合計	33,031	32,549
負債純資産合計	75,547	63,755

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	130,871	116,539
売上原価	115,734	101,913
売上総利益	15,136	14,626
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	1,216	1,142
給料及び手当	4,974	5,130
賞与引当金繰入額	678	533
貸倒引当金繰入額	—	117
退職給付引当金繰入額	257	327
減価償却費	322	390
その他	4,192	4,383
販売費及び一般管理費合計	11,642	12,024
営業利益	3,494	2,601
営業外収益		
受取利息	62	42
受取配当金	119	124
仕入割引	31	22
為替差益	—	25
持分法による投資利益	98	67
雑収入	99	82
営業外収益合計	410	364
営業外費用		
支払利息	64	56
債権売却損	27	9
売上割引	199	183
為替差損	83	—
雑損失	65	61
営業外費用合計	441	310
経常利益	3,463	2,654
特別利益		
投資有価証券売却益	—	10
固定資産売却益	※1 74	※1 0
貸倒引当金戻入額	7	—
特別利益合計	82	11
特別損失		
投資有価証券売却損	18	21
投資有価証券評価損	58	619
ゴルフ会員権評価損	—	2
固定資産売却損	※2 10	—
固定資産除却損	※3 5	※3 0
特別損失合計	91	644

(単位：百万円)

	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
税金等調整前当期純利益	3,454	2,021
法人税、住民税及び事業税	1,312	751
法人税等調整額	131	△136
法人税等合計	1,443	615
少数株主利益	5	9
当期純利益	2,005	1,396

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	5,629	5,692
当期変動額		
新株の発行	62	—
当期変動額合計	62	—
当期末残高	5,692	5,692
資本剰余金		
前期末残高	5,509	5,571
当期変動額		
新株の発行	62	—
自己株式の処分	0	△0
当期変動額合計	62	△0
当期末残高	5,571	5,571
利益剰余金		
前期末残高	19,360	20,984
当期変動額		
剰余金の配当	△382	△445
当期純利益	2,005	1,396
当期変動額合計	1,623	950
当期末残高	20,984	21,935
自己株式		
前期末残高	△81	△83
当期変動額		
自己株式の取得	△2	△362
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	△2	△362
当期末残高	△83	△446
株主資本合計		
前期末残高	30,418	32,164
当期変動額		
新株の発行	124	—
剰余金の配当	△382	△445
当期純利益	2,005	1,396
自己株式の取得	△2	△362
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	1,745	588
当期末残高	32,164	32,752

(単位：百万円)

	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,287	830
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,457	△785
当期変動額合計	△1,457	△785
当期末残高	830	44
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△0	△0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	0
当期変動額合計	△0	0
当期末残高	△0	0
為替換算調整勘定		
前期末残高	39	△8
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△47	△294
当期変動額合計	△47	△294
当期末残高	△8	△303
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,327	821
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,505	△1,079
当期変動額合計	△1,505	△1,079
当期末残高	821	△258
少数株主持分		
前期末残高	—	45
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45	9
当期変動額合計	45	9
当期末残高	45	55
純資産合計		
前期末残高	32,745	33,031
当期変動額		
新株の発行	124	—
剰余金の配当	△382	△445
当期純利益	2,005	1,396
自己株式の取得	△2	△362
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,459	△1,070
当期変動額合計	286	△482
当期末残高	33,031	32,549

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,454	2,021
減価償却費	325	391
のれん償却額	47	47
負ののれん償却額	△2	△4
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△56	△144
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△11	88
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△43	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2	52
受取利息及び受取配当金	△181	△166
支払利息	64	56
為替差損益 (△は益)	38	19
持分法による投資損益 (△は益)	△98	△67
投資有価証券評価損益 (△は益)	58	619
投資有価証券売却損益 (△は益)	18	10
固定資産売却損益 (△は益)	△59	0
売上債権の増減額 (△は増加)	6,879	8,045
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△731	959
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,052	△8,533
未収入金の増減額 (△は増加)	250	1,007
その他	280	△399
小計	2,176	4,002
利息及び配当金の受取額	197	184
利息の支払額	△66	△56
法人税等の支払額	△1,669	△1,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	638	2,968
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	206	△14
投資有価証券の取得による支出	△893	△111
投資有価証券の売却による収入	12	51
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	145	—
貸付けによる支出	△1	△6
貸付金の回収による収入	7	30
有形固定資産の取得による支出	△815	△138
有形固定資産の売却による収入	101	0
無形固定資産の取得による支出	△116	△176
その他の支出	△73	△316
その他の収入	30	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,397	△642

(単位：百万円)

	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	416	△186
長期借入れによる収入	212	150
長期借入金の返済による支出	△557	△468
社債の償還による支出	△300	—
株式の発行による収入	124	—
自己株式の純増減額 (△は増加)	△2	△362
配当金の支払額	△380	△436
少数株主への配当金の支払額	—	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△486	△1,304
現金及び現金同等物に係る換算差額	△95	△298
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,340	723
現金及び現金同等物の期首残高	9,741	8,401
現金及び現金同等物の期末残高	※1 8,401	※1 9,125

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

第80期連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 立花イーエス(株) (株)タチバナクリエート 研電工業(株) (株)タチバナソリューションズプラザ (株)宏和工業 (株)太洋商会 アドバンストロジスティクス(株) (株)立花マネジメントサービス (株)テクネット タチバナセールス（シンガポール）社 タチバナセールス（香港）社 台湾立花股份有限公司 立花機電貿易（上海）有限公司 タチバナセールス（韓国）社 タチバナセールス（バンコク）社 上記のうち、タチバナセールス（韓国）社及びタチバナセールス（バンコク）社については、新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、(株)テクネットについては、平成19年10月1日に株式を追加取得し、子会社となりましたので、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 なお、立花機電貿易（上海）有限公司及びタチバナセールス（韓国）社はタチバナセールス（香港）社の100%出資子会社であります。また、タチバナセールス（バンコク）社はタチバナセールス（シンガポール）社の100%出資子会社であります。</p>	<p>連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 立花イーエス(株) (株)タチバナクリエート 研電工業(株) (株)タチバナソリューションズプラザ (株)宏和工業 (株)太洋商会 アドバンストロジスティクス(株) (株)立花マネジメントサービス (株)テクネット タチバナセールス（シンガポール）社 タチバナセールス（香港）社 台湾立花股份有限公司 立花機電貿易（上海）有限公司 タチバナセールス（韓国）社 タチバナセールス（バンコク）社 なお、立花機電貿易（上海）有限公司及びタチバナセールス（韓国）社はタチバナセールス（香港）社の100%出資子会社であります。また、タチバナセールス（バンコク）社はタチバナセールス（シンガポール）社の100%出資子会社であります。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 1社 (株)大電社 なお、(株)テクネットについては、平成19年10月1日に株式を追加取得し、子会社となったことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めており、持分法の適用範囲からは除いております。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 1社 (株)大電社</p>

項目	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は、海外連結子会社6社を除き、連結決算日と一致しております。</p> <p>海外連結子会社の決算日は、12月31日であります。</p> <p>なお、海外連結子会社6社については、連結決算日における仮決算は行っておりませんが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② たな卸資産 主として総平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 （会計方針の変更） たな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

項目	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <table data-bbox="592 672 959 781"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4年～15年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>（会計方針の変更）</p> <p>法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建物及び構築物	3年～50年	機械装置及び運搬具	4年～15年	工具、器具及び備品	2年～20年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <table data-bbox="1053 672 1420 781"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4年～12年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>② 無形固定資産 同左</p>	建物及び構築物	3年～50年	機械装置及び運搬具	4年～12年	工具、器具及び備品	2年～20年
建物及び構築物	3年～50年													
機械装置及び運搬具	4年～15年													
工具、器具及び備品	2年～20年													
建物及び構築物	3年～50年													
機械装置及び運搬具	4年～12年													
工具、器具及び備品	2年～20年													

項目	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 (追加情報) 従来、役員に支給する賞与に充てるため実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上していましたが、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、支給額について取締役会決議を行っていること等から、当連結会計年度末は計上しておりません。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 同左</p>

項目	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、部分時価評価法によっております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんは、5年間で均等償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。	同左

【会計処理の変更】

<p>第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当連結会計年度から適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用になることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品」「仕掛品」「原材料」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれている「商品」「仕掛品」「原材料」は、それぞれ7,836百万円、99百万円、3百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

第79期連結会計年度 (平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (平成21年3月31日)
※1 関連会社に係る注記 投資有価証券(株式) 1,298百万円	※1 関連会社に係る注記 投資有価証券(株式) 1,349百万円
※2 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。 (1) 担保提供資産 現金及び預金 6百万円 建物及び構築物 31百万円 土地 107百万円 <u>合計 144百万円</u> (2) 上記に対する債務 短期借入金 13百万円 長期借入金 32百万円 <u>合計 45百万円</u>	※2 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。 (1) 担保提供資産 現金及び預金 6百万円 建物及び構築物 30百万円 土地 107百万円 <u>合計 143百万円</u> (2) 上記に対する債務 短期借入金 14百万円 長期借入金 9百万円 <u>合計 23百万円</u>
※ 受取手形割引高 281百万円	※ 受取手形割引高 119百万円

(連結損益計算書関係)

第79期連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 74百万円	※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 0百万円 工具、器具及び備品 0百万円 <u>合計 0百万円</u>
※2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 10百万円 工具、器具及び備品 0百万円 <u>合計 10百万円</u>	※2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 —————
※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 2百万円 工具、器具及び備品 1百万円 その他 1百万円 <u>合計 5百万円</u>	※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 0百万円 工具、器具及び備品 0百万円 その他 0百万円 <u>合計 0百万円</u>

(連結株主資本等変動計算書関係)

第79期連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	21,192,342	188,760	—	21,381,102
合計	21,192,342	188,760	—	21,381,102
自己株式				
普通株式(注)2	91,422	2,024	45	93,401
合計	91,422	2,024	45	93,401

(注)1 発行済株式数の増加188,760株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2 自己株式数の増加2,024株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 自己株式数の減少45株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	190	9	平成19年3月31日	平成19年6月12日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	191	9	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	234	11	平成20年3月31日	平成20年6月11日

第80期連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	21,381,102	—	—	21,381,102
合計	21,381,102	—	—	21,381,102
自己株式				
普通株式（注）1, 2	93,401	435,138	319	528,220
合計	93,401	435,138	319	528,220

（注）1 自己株式数の増加435,138株は、取締役会決議による自己株式の取得の増加433,600株、単元未満株式の買取りによる増加1,538株であります。

2 自己株式数の減少319株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	234	11	平成20年3月31日	平成20年6月11日
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	211	10	平成20年9月30日	平成20年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	208	10	平成21年3月31日	平成21年6月10日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 8,518百万円	現金及び預金勘定 9,236百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 △117百万円	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 △111百万円
現金及び現金同等物 8,401百万円	現金及び現金同等物 9,125百万円

(リース取引関係)

第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	43	13	29	機械装置及び運搬具	43	18	24
工具、器具及び備品	339	150	189	工具、器具及び備品	257	125	132
合計	382	163	219	合計	301	144	156
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。			
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 62百万円				1年以内 49百万円			
1年超 156百万円				1年超 107百万円			
合計 219百万円				合計 156百万円			
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。			
③ 支払リース料及び減価償却費相当額				③ 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料 64百万円				支払リース料 62百万円			
減価償却費相当額 64百万円				減価償却費相当額 62百万円			
④ 減価償却費相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっております。				同左			
				2 オペレーティング・リース取引			
				オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料			
				1年以内 122百万円			
				1年超 83百万円			
				合計 205百万円			

(有価証券関係)

第79期連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,327	4,355	2,028
債券	—	—	—
その他	83	103	19
小計	2,410	4,458	2,047
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	2,910	2,256	△654
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	2,910	2,256	△654
合計	5,321	6,714	1,393

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
12	—	18

(3) 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	45
関連会社株式	
上場株式	1,298
合計	1,344

第80期連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,116	1,766	649
債券	—	—	—
その他	7	11	3
小計	1,124	1,777	653
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	3,590	3,018	△571
債券	—	—	—
その他	36	27	△9
小計	3,627	3,046	△580
合計	4,751	4,823	72

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
51	10	21

(3) 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
その他有価証券	
非上場株式	45
関連会社株式	
上場株式	1,349
合計	1,395

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

第79期連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>① 取引の内容及び利用目的</p> <p>当社グループは、輸出入取引に係る為替変動のリスクに備えるために外貨建債権債務について為替予約取引及び通貨オプションを利用しております。</p> <p>なお、当該為替予約取引についてヘッジ会計を採用しております。</p> <p>ヘッジ会計の方法</p> <p>振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段</p> <p>ヘッジ対象…外貨建債権債務</p> <p>ヘッジ手段…為替予約取引</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>当社グループは、外貨建債権債務の期中平均残高を超えない様に利用することとしております。</p> <p>ヘッジの有効性の評価方法</p> <p>ヘッジ対象の相場変動又は、キャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。</p> <p>② 取引に対する取組方針</p> <p>当社グループの利用するデリバティブ取引は、為替変動リスクを適正に回避するためのヘッジ目的で行っているものであり、決済見込額の範囲内で、予約の時期及び額に基準を設けて段階的に行っており、市場リスクを極力回避することに努めております。</p> <p>③ 取引に係るリスクの内容</p> <p>当社グループの為替予約取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引であり、実質的なリスクはないと判断しております。</p> <p>また、通貨オプション取引についても為替相場変動によるリスクを有しておりますが、実需の範囲で行なっており、これが経営に与えるリスクは、限定的なものと判断しております。</p> <p>なお、これらの取引の相手方は、信用度の高い銀行に限られており、取引相手方の債務不履行による損失の発生はほとんど予想しておりません。</p>	<p>① 取引の内容及び利用目的</p> <p>同左</p> <p>② 取引に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>③ 取引に係るリスクの内容</p> <p>同左</p>

第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
④ 取引に係るリスクの管理体制 当社グループのデリバティブ取引の基本方針は、社内規程である「デリバティブ取引管理規程」があり、方針、手段、対象、決裁権限、実行及び管理等について定めております。 デリバティブ取引の実行及び管理については同規程に基づき海外本部及び海外子会社がこれを実行し、経営管理本部経理部において管理し、一定の限度を超えるリスクが発生しないようにしております。	④ 取引に係るリスクの管理体制 同左

2 取引の時価等に関する事項

第79期連結会計年度（平成20年3月31日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益
通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 売建				
	コール	190	—	193	2
	合計	190	—	193	2

(注) 1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

2 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

第80期連結会計年度（平成21年3月31日）

ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																
<p>① 採用している退職給付制度の概要</p> <p>連結財務諸表提出会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は厚生年金基金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。</p> <p>当社グループの加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、退職給付会計実務指針第33項に基づき例外処理を行っております。</p> <p>厚生年金基金制度に関する事項</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">70,504百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">74,688百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△4,184百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 (自平成18年4月1日至平成19年3月31日)</p> <p style="text-align: right;">7.0%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の要因は、年金財政上の未償却過去勤務債務残高16,911百万円、資産評価調整控除額7,010百万円及び基本金5,716百万円であります。</p>	年金資産の額	70,504百万円	年金財政計算上の給付債務の額	74,688百万円	差引額	△4,184百万円	<p>① 採用している退職給付制度の概要</p> <p>連結財務諸表提出会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は厚生年金基金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。</p> <p>当社グループの加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、退職給付会計実務指針第33項に基づき例外処理を行っております。</p> <p>厚生年金基金制度に関する事項</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">63,718百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">78,684百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△14,965百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)</p> <p style="text-align: right;">7.0%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の要因は、年金財政上の未償却過去勤務債務残高16,622百万円、資産評価調整加算額7,113百万円及び基本金8,770百万円であります。</p>	年金資産の額	63,718百万円	年金財政計算上の給付債務の額	78,684百万円	差引額	△14,965百万円																				
年金資産の額	70,504百万円																																
年金財政計算上の給付債務の額	74,688百万円																																
差引額	△4,184百万円																																
年金資産の額	63,718百万円																																
年金財政計算上の給付債務の額	78,684百万円																																
差引額	△14,965百万円																																
<p>② 退職給付債務等の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△3,280百万円</td> </tr> <tr> <td>b 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,736百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">c 未積立退職給付債務 (a + b)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△544百万円</td> </tr> <tr> <td>d 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">178百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">e 貸借対照表計上額純額 (c + d)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△365百万円</td> </tr> <tr> <td>f 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△365百万円</td> </tr> </table>	a 退職給付債務	△3,280百万円	b 年金資産	2,736百万円	c 未積立退職給付債務 (a + b)	△544百万円	d 未認識数理計算上の差異	178百万円	e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	△365百万円	f 退職給付引当金	△365百万円	<p>② 退職給付債務等の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△3,432百万円</td> </tr> <tr> <td>b 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,424百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">c 未積立退職給付債務 (a + b)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△1,008百万円</td> </tr> <tr> <td>d 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">590百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">e 貸借対照表計上額純額 (c + d)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△417百万円</td> </tr> <tr> <td>f 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△417百万円</td> </tr> </table>	a 退職給付債務	△3,432百万円	b 年金資産	2,424百万円	c 未積立退職給付債務 (a + b)	△1,008百万円	d 未認識数理計算上の差異	590百万円	e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	△417百万円	f 退職給付引当金	△417百万円								
a 退職給付債務	△3,280百万円																																
b 年金資産	2,736百万円																																
c 未積立退職給付債務 (a + b)	△544百万円																																
d 未認識数理計算上の差異	178百万円																																
e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	△365百万円																																
f 退職給付引当金	△365百万円																																
a 退職給付債務	△3,432百万円																																
b 年金資産	2,424百万円																																
c 未積立退職給付債務 (a + b)	△1,008百万円																																
d 未認識数理計算上の差異	590百万円																																
e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	△417百万円																																
f 退職給付引当金	△417百万円																																
<p>③ 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">181百万円</td> </tr> <tr> <td>b 利息費用</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△44百万円</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">260百万円</td> </tr> <tr> <td>e 厚生年金基金拠出金</td> <td style="text-align: right;">226百万円</td> </tr> <tr> <td>f 割増退職金等</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">509百万円</td> </tr> </table>	a 勤務費用	181百万円	b 利息費用	75百万円	c 期待運用収益	△44百万円	d 数理計算上の差異の費用処理額	47百万円	小計	260百万円	e 厚生年金基金拠出金	226百万円	f 割増退職金等	22百万円	g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	509百万円	<p>③ 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">190百万円</td> </tr> <tr> <td>b 利息費用</td> <td style="text-align: right;">80百万円</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△40百万円</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">98百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">328百万円</td> </tr> <tr> <td>e 厚生年金基金拠出金</td> <td style="text-align: right;">230百万円</td> </tr> <tr> <td>f 割増退職金等</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">590百万円</td> </tr> </table>	a 勤務費用	190百万円	b 利息費用	80百万円	c 期待運用収益	△40百万円	d 数理計算上の差異の費用処理額	98百万円	小計	328百万円	e 厚生年金基金拠出金	230百万円	f 割増退職金等	31百万円	g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	590百万円
a 勤務費用	181百万円																																
b 利息費用	75百万円																																
c 期待運用収益	△44百万円																																
d 数理計算上の差異の費用処理額	47百万円																																
小計	260百万円																																
e 厚生年金基金拠出金	226百万円																																
f 割増退職金等	22百万円																																
g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	509百万円																																
a 勤務費用	190百万円																																
b 利息費用	80百万円																																
c 期待運用収益	△40百万円																																
d 数理計算上の差異の費用処理額	98百万円																																
小計	328百万円																																
e 厚生年金基金拠出金	230百万円																																
f 割増退職金等	31百万円																																
g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	590百万円																																

<p style="text-align: center;">第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>a 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準</p> <p>b 割引率 2.5%</p> <p>c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く) 1.50%</p> <p>d 数理計算上の差異の処理年数 発生年度より10年</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号平成19年5月15日)を適用しております。</p>	<p>④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>a 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準</p> <p>b 割引率 2.5%</p> <p>c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く) 1.50%</p> <p>d 数理計算上の差異の処理年数 発生年度より10年</p>

(ストック・オプション等関係)

第79期連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
決議年月日	平成15年7月14日	平成16年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社監査役 2 当社従業員 704 当社国内子会社取締役 3 当社国内子会社従業員 38	当社従業員 19
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,072,000 (注)	普通株式 26,000 (注)
付与日	平成15年8月20日	平成16年4月13日
権利確定条件	1 付与日から権利確定日(平成17年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。 ② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。 ③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	
対象勤務期間	平成15年8月20日～平成17年6月30日	平成16年4月13日～平成17年6月30日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成19年6月30日	平成17年7月1日～平成19年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 50 当社国内子会社従業員 4	当社従業員 3	当社従業員 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 62,000 (注)	普通株式 3,000 (注)	普通株式 31,000
付与日	平成16年8月10日	平成16年10月19日	平成17年4月12日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成18年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成16年8月10日～ 平成18年6月30日	平成16年10月19日～ 平成18年6月30日	平成17年4月12日～ 平成18年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 63 当社国内子会社取締役 2 当社国内子会社従業員 18	当社従業員 11	当社従業員 32
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 90,000	普通株式 21,000	普通株式 37,000
付与日	平成17年8月9日	平成17年10月18日	平成18年4月11日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成19年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成17年8月9日～ 平成19年6月30日	平成17年10月18日～ 平成19年6月30日	平成18年4月11日～ 平成19年6月30日
権利行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
決議年月日	平成15年7月14日	平成16年4月12日
権利確定前		
期首 (株)	—	—
付与 (株)	—	—
失効 (株)	—	—
権利確定 (株)	—	—
未確定残 (株)	—	—
権利確定後		
期首 (株)	194,260	27,500
権利確定 (株)	—	—
権利行使 (株)	175,560	12,100
失効 (株)	18,700	15,400
未行使残 (株)	—	—

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
権利確定前			
期首 (株)	—	—	—
付与 (株)	—	—	—
失効 (株)	—	—	—
権利確定 (株)	—	—	—
未確定残 (株)	—	—	—
権利確定後			
期首 (株)	58,300	3,300	30,000
権利確定 (株)	—	—	—
権利行使 (株)	1,100	—	—
失効 (株)	—	—	—
未行使残 (株)	57,200	3,300	30,000

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
権利確定前			
期首(株)	84,000	21,000	37,000
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	84,000	21,000	37,000
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	—	—	—
権利確定(株)	84,000	21,000	37,000
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	84,000	21,000	37,000

② 単価情報

会社名	提出会社	
決議年月日	平成15年7月14日	平成16年4月12日
権利行使価格(円)	625	1,115
行使時平均株価(円)	1,187	1,198
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
権利行使価格(円)	1,058	989	1,225
行使時平均株価(円)	1,146	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
権利行使価格(円)	1,161	1,189	1,343
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

第80期連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 50 当社国内子会社従業員 4	当社従業員 3	当社従業員 23
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 62,000 (注)	普通株式 3,000 (注)	普通株式 31,000
付与日	平成16年8月10日	平成16年10月19日	平成17年4月12日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日（平成18年6月30日）においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り（ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。）未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成16年8月10日～ 平成18年6月30日	平成16年10月19日～ 平成18年6月30日	平成17年4月12日～ 平成18年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 63 当社国内子会社取締役 2 当社国内子会社従業員 18	当社従業員 11	当社従業員 32
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 90,000	普通株式 21,000	普通株式 37,000
付与日	平成17年8月9日	平成17年10月18日	平成18年4月11日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成19年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成17年8月9日～ 平成19年6月30日	平成17年10月18日～ 平成19年6月30日	平成18年4月11日～ 平成19年6月30日
権利行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社		
	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
権利確定前			
期首 (株)	—	—	—
付与 (株)	—	—	—
失効 (株)	—	—	—
権利確定 (株)	—	—	—
未確定残 (株)	—	—	—
権利確定後			
期首 (株)	57,200	3,300	30,000
権利確定 (株)	—	—	—
権利行使 (株)	—	—	—
失効 (株)	57,200	3,300	30,000
未行使残 (株)	—	—	—

会社名	提出会社		
	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
権利確定前			
期首 (株)	—	—	—
付与 (株)	—	—	—
失効 (株)	—	—	—
権利確定 (株)	—	—	—
未確定残 (株)	—	—	—
権利確定後			
期首 (株)	84,000	21,000	37,000
権利確定 (株)	—	—	—
権利行使 (株)	—	—	—
失効 (株)	—	—	—
未行使残 (株)	84,000	21,000	37,000

② 単価情報

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
権利行使価格(円)	1,058	989	1,225
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
権利行使価格(円)	1,161	1,189	1,343
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(税効果会計関係)

第79期連結会計年度 (平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (平成21年3月31日)
① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金 30百万円	貸倒引当金 69百万円
賞与引当金 279百万円	賞与引当金 221百万円
未払事業税 45百万円	未払事業税 13百万円
退職給付引当金 170百万円	退職給付引当金 190百万円
役員退職慰労金 61百万円	役員退職慰労金 63百万円
有価証券評価損 119百万円	有価証券評価損 114百万円
繰越欠損金 44百万円	繰越欠損金 29百万円
その他 218百万円	その他 175百万円
繰延税金資産 小計 969百万円	繰延税金資産 小計 876百万円
評価性引当額 △52百万円	評価性引当額 △183百万円
繰延税金資産 合計 917百万円	繰延税金資産 合計 693百万円
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
その他有価証券評価差額金 △565百万円	その他有価証券評価差額金 △30百万円
子会社の留保利益金 △387百万円	子会社の留保利益金 △31百万円
その他 △21百万円	その他 △20百万円
繰延税金負債 合計 △975百万円	繰延税金負債 合計 △82百万円
繰延税金負債の純額 △57百万円	繰延税金資産の純額 610百万円
繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産—繰延税金資産 514百万円	流動資産—繰延税金資産 382百万円
固定資産—繰延税金資産 16百万円	固定資産—繰延税金資産 228百万円
流動負債—繰延税金負債 1百万円	流動負債—繰延税金負債 0百万円
固定負債—繰延税金負債 587百万円	
② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.6%	法定実効税率 40.6%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.1%
住民税均等割等 1.0%	住民税均等割等 1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △1.5%
持分法投資損益 △1.2%	持分法投資損益 △1.4%
その他 △0.0%	評価性引当額 6.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 41.8%	子会社の留保利益金 △17.6%
	その他 △2.0%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 30.4%

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

第79期連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

公開買付者グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

第80期連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

公開買付者グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

第79期連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

第80期連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	105,457	11,081	116,539	—	116,539
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,812	397	2,210	(2,210)	—
計	107,270	11,479	118,749	(2,210)	116,539
営業費用	104,981	11,165	116,147	(2,208)	113,938
営業利益	2,288	313	2,602	(1)	2,601
II 資産	52,621	2,874	55,495	8,259	63,755

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

アジア：シンガポール、中国、台湾、韓国、タイ

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は8,679百万円であり、その主なものは、余資運用資金（定期預金等）及び長期投資資金（投資有価証券等）であります。

【海外売上高】

第79期連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

第80期連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	11,722	109	11,831
II 連結売上高（百万円）	—	—	116,539
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.1	0.1	10.2

- (注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。
 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。
 アジア：シンガポール、中国、台湾、韓国、タイ
 その他：オーストラリア、アメリカ、フランス
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

第79期連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	辻川正人	—	—	当社社外 取締役	—	—	—	法律顧問契約 報酬等	3	—	—

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 辻川正人氏は弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士であり、上記取引は社外取締役が第三者のためにする会社との取引であります。
 大阪弁護士会所定の報酬規定に基づき交渉により決定しております。
 当社取締役には平成19年6月29日に就任したため、それ以降の期間の法律顧問契約報酬等を集計しております。

第80期連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	辻川正人	—	—	当社社外 取締役	—	法律顧問契約 報酬等	法律顧問契約 報酬等	19	—	—

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 辻川正人氏は弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士であり、上記取引は社外取締役が第三者のためにする会社との取引であります。
 大阪弁護士会所定の報酬規定に基づき交渉により決定しております。

(1株当たり情報)

第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,549円52銭	1株当たり純資産額	1,558円25銭
1株当たり当期純利益	94円37銭	1株当たり当期純利益	66円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	94円29銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—

(注) 1 当連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式として新株予約権がありますが、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第79期連結会計年度 (平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	33,031	32,549
普通株式に係る純資産額 (百万円)	32,985	32,494
差額の主な内訳 (百万円)		
少数株主持分	45	55
普通株式の発行済株式数 (千株)	21,381	21,381
普通株式の自己株式数 (千株)	93	528
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	21,287	20,852

- 3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第79期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第80期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益 (百万円)	2,005	1,396
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,005	1,396
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数 (千株)	21,252	21,121
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 (千株)		
新株予約権	19	—
普通株式増加数 (千株)	19	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 1,420個) これらの詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 1,420個) これらの詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

【四半期連結財務諸表】

① 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	第81期第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	第80期連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,157	9,236
受取手形及び売掛金	31,236	35,228
商品	5,190	6,780
仕掛品	97	14
原材料	2	2
その他	1,383	1,618
貸倒引当金	△35	△43
流動資産合計	51,031	52,837
固定資産		
有形固定資産	※1 3,262	※1 3,355
無形固定資産	364	355
投資その他の資産		
投資有価証券	6,920	6,219
その他	1,008	1,238
貸倒引当金	△245	△250
投資その他の資産合計	7,683	7,207
固定資産合計	11,310	10,917
資産合計	62,341	63,755
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,473	25,746
短期借入金	2,180	2,338
未払法人税等	194	107
賞与引当金	378	542
その他	2,322	1,783
流動負債合計	28,548	30,519
固定負債		
長期借入金	149	109
退職給付引当金	445	417
負ののれん	13	4
その他	193	155
固定負債合計	802	686
負債合計	29,351	31,205

(単位：百万円)

	第81期第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	第80期連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,692	5,692
資本剰余金	5,571	5,571
利益剰余金	21,937	21,935
自己株式	△447	△446
株主資本合計	32,752	32,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	408	44
繰延ヘッジ損益	△0	0
為替換算調整勘定	△227	△303
評価・換算差額等合計	180	△258
少数株主持分	56	55
純資産合計	32,989	32,549
負債純資産合計	62,341	63,755

②【四半期連結損益計算書】

第2四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	第80期第2四半期 連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	第81期第2四半期 連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	64,015	44,339
売上原価	56,004	38,852
売上総利益	8,011	5,487
販売費及び一般管理費	※1 6,132	※1 5,239
営業利益	1,878	248
営業外収益		
受取利息	24	5
受取配当金	71	52
負ののれん償却額	2	2
為替差益	86	1
持分法による投資利益	68	84
その他	56	45
営業外収益合計	309	191
営業外費用		
支払利息	30	18
売上割引	104	51
その他	28	22
営業外費用合計	164	92
経常利益	2,024	347
特別利益		
投資有価証券売却益	—	0
固定資産売却益	0	—
貸倒引当金戻入額	—	9
特別利益合計	0	9
特別損失		
投資有価証券評価損	763	4
ゴルフ会員権評価損	0	—
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	764	4
税金等調整前四半期純利益	1,260	351
法人税等	500	137
少数株主利益	3	3
四半期純利益	755	210

第2四半期連結会計期間

(単位：百万円)

	第80期第2四半期 連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	第81期第2四半期 連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	34,406	25,937
売上原価	30,014	22,734
売上総利益	4,391	3,202
販売費及び一般管理費	※1 3,151	※1 2,496
営業利益	1,240	705
営業外収益		
受取利息	11	2
受取配当金	11	11
負ののれん償却額	1	1
為替差益	4	—
持分法による投資利益	36	22
その他	31	21
営業外収益合計	96	58
営業外費用		
支払利息	14	8
売上割引	58	25
為替差損	—	15
その他	21	12
営業外費用合計	94	62
経常利益	1,242	701
特別利益		
投資有価証券売却益	—	0
固定資産売却益	0	—
特別利益合計	0	0
特別損失		
投資有価証券評価損	763	—
ゴルフ会員権評価損	0	—
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	763	0
税金等調整前四半期純利益	478	701
法人税等	187	283
少数株主利益	3	2
四半期純利益	288	415

③【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	第80期第2四半期 連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	第81期第2四半期 連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,260	351
減価償却費	183	179
のれん償却額	23	11
負ののれん償却額	△2	△2
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	23	△13
受取利息及び受取配当金	△95	△57
支払利息	30	18
為替差損益 (△は益)	△27	17
持分法による投資損益 (△は益)	△68	△84
投資有価証券評価損益 (△は益)	763	4
固定資産売却損益 (△は益)	△0	—
売上債権の増減額 (△は増加)	2,159	4,865
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△382	1,559
仕入債務の増減額 (△は減少)	△564	△2,357
その他	82	△185
小計	3,385	4,307
利息及び配当金の受取額	113	66
利息の支払額	△30	△18
法人税等の支払額	△505	△69
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,962	4,285
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△67	△28
有形固定資産の売却による収入	0	—
投資有価証券の取得による支出	△30	△6
投資有価証券の売却による収入	—	0
その他	△222	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	△321	5
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△10	49
長期借入れによる収入	80	82
長期借入金の返済による支出	△245	△249
自己株式の純増減額 (△は増加)	△158	△0
配当金の支払額	△229	△204
少数株主への配当金の支払額	△0	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△564	△324
現金及び現金同等物に係る換算差額	△45	43
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,031	4,010
現金及び現金同等物の期首残高	8,401	9,125
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 10,432	※1 13,135

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	第81期第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

第81期第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

	第81期第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

第81期第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		第80期連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
※1	有形固定資産の減価償却累計額	4,002百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額	3,888百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

第80期第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		第81期第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)			
※1	販売費及び一般管理費の主なもの		※1	販売費及び一般管理費の主なもの	
	給与諸手当	2,195百万円		給与諸手当	2,113百万円
	賞与引当金繰入額	747百万円		賞与引当金繰入額	371百万円
	貸倒引当金繰入額	50百万円		退職給付引当金繰入額	167百万円
	退職給付引当金繰入額	137百万円			

第2四半期連結会計期間

第80期第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		第81期第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)			
※1	販売費及び一般管理費の主なもの		※1	販売費及び一般管理費の主なもの	
	給与諸手当	1,088百万円		給与諸手当	1,043百万円
	賞与引当金繰入額	406百万円		賞与引当金繰入額	98百万円
	貸倒引当金繰入額	44百万円		貸倒引当金繰入額	2百万円
	退職給付引当金繰入額	68百万円		退職給付引当金繰入額	84百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第80期第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		第81期第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)			
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	現金及び預金	10,631百万円		現金及び預金	13,157百万円
	預入期間が3か月超の定期預金	<u>△198百万円</u>		預入期間が3か月超の定期預金	<u>△22百万円</u>
	現金及び現金同等物	10,432百万円		現金及び現金同等物	13,135百万円

(株主資本等関係)

第81期第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び第81期第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	第81期第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	21,381,102

2 自己株式に関する事項

株式の種類	第81期第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	529,727

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月25日 取締役会	普通株式	208	10	平成21年3月31日	平成21年6月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年11月9日 取締役会	普通株式	167	8	平成21年9月30日	平成21年12月4日	利益剰余金

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

第80期第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

公開買付者グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

第81期第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

公開買付者グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

第80期第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

公開買付者グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

第81期第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

公開買付者グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

第80期第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	30,358	4,048	34,406	—	34,406
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	484	86	571	(571)	—
計	30,842	4,135	34,977	(571)	34,406
営業利益	1,095	142	1,238	1	1,240

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

アジア：シンガポール、香港、中国、台湾、韓国、タイ

第81期第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	23,152	2,784	25,937	—	25,937
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	327	60	388	(388)	—
計	23,479	2,845	26,325	(388)	25,937
営業利益	693	14	707	(1)	705

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

アジア：シンガポール、香港、中国、台湾、韓国、タイ

第80期第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	57,319	6,696	64,015	—	64,015
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,141	185	1,327	(1,327)	—
計	58,461	6,882	65,343	(1,327)	64,015
営業利益	1,673	205	1,878	(0)	1,878

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

アジア：シンガポール、香港、中国、台湾、韓国、タイ

第81期第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	39,476	4,863	44,339	—	44,339
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	626	128	754	(754)	—
計	40,102	4,991	45,094	(754)	44,339
営業利益	214	35	250	(1)	248

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

アジア：シンガポール、香港、中国、台湾、韓国、タイ

【海外売上高】

第80期第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	4,325	35	4,360
II 連結売上高（百万円）	—	—	34,406
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	12.6	0.1	12.7

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

アジア：シンガポール、香港、中国、台湾、韓国、タイ

その他：アメリカ、フランス

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

第81期第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	2,852	30	2,882
II 連結売上高（百万円）	—	—	25,937
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	11.0	0.1	11.1

- (注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。
 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。
 アジア：シンガポール、香港、中国、台湾、韓国、タイ
 その他：アメリカ、フランス
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

第80期第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	7,148	75	7,223
II 連結売上高（百万円）	—	—	64,015
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	11.2	0.1	11.3

- (注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。
 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。
 アジア：シンガポール、香港、中国、台湾、韓国、タイ
 その他：アメリカ、フランス
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

第81期第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	4,977	44	5,022
II 連結売上高（百万円）	—	—	44,339
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	11.2	0.1	11.3

- (注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。
 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。
 アジア：シンガポール、香港、中国、台湾、韓国、タイ
 その他：アメリカ、フランス
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

第81期第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		第80期連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,579円41銭	1株当たり純資産額	1,558円25銭

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期連結累計期間

第80期第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		第81期第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	35円55銭	1株当たり四半期純利益金額	10円11銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	－円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	－円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式として新株予約権がありますが、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	第80期第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	第81期第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	755	210
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	755	210
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,255	20,851
普通株式増加数(千株)	－	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	－	－

第2四半期連結会計期間

第80期第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		第81期第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	13円57銭	1株当たり四半期純利益金額	19円95銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	－円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	－円

- (注) 1 第80期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式として新株予約権がありますが、希薄化効果を有していないため記載しておりません。
- 2 第81期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	第80期第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	第81期第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	288	415
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	288	415
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	－	－
普通株式の期中平均株式数 (千株)	21,233	20,851
普通株式増加数 (千株)	－	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	－	－

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

平成21年12月3日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,029 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2,029	—	—
所有株券等の合計数	2,029	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

平成21年12月3日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,642 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,642	—	—
所有株券等の合計数	1,642	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

平成21年12月3日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	387 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	387	—	—
所有株券等の合計数	387	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

平成21年12月3日現在

氏名又は名称	株式会社大電社
住所又は所在地	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号
職業又は事業の内容	電気器具製品、機械器具製品に関する販売及び代行並びに製作に関する業務等
連絡先	連絡者 株式会社大電社 管理本部 連絡場所 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号 電話番号 06-6632-6111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	阪野 正廣
住所又は所在地	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役会長
連絡先	連絡者 株式会社大電社 管理本部 連絡場所 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号 電話番号 06-6632-6111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	棚橋 渉
住所又は所在地	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 株式会社大電社 管理本部 連絡場所 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号 電話番号 06-6632-6111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	村山 則雄
住所又は所在地	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社大電社 営業本部 連絡場所 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号 電話番号 06-6632-9000
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	中野 純
住所又は所在地	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者 常勤監査役
連絡先	連絡者 株式会社大電社 管理本部 連絡場所 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号 電話番号 06-6632-6111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	竹内 悟朗
住所又は所在地	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社大電社 管理本部 連絡場所 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号 電話番号 06-6632-6111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	下吉 英之
住所又は所在地	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役 対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社大電社 管理本部 連絡場所 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号 電話番号 06-6632-6111
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

②【所有株券等の数】

平成21年12月3日現在

株式会社大電社

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0 (個)	—	—
所有株券等の合計数	0 (個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である株式会社大電社は、対象者普通株式189千株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権としては0個となります。

阪野 正廣

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	263 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	263 (個)	—	—
所有株券等の合計数	263 (個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

棚橋 涉

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	45 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	45 (個)	—	—
所有株券等の合計数	45 (個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

村山 則雄

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	29 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	29 (個)	—	—
所有株券等の合計数	29 (個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

中野 純

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	24 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	24 (個)	—	—
所有株券等の合計数	24 (個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

竹内 悟朗

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	18 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	18 (個)	—	—
所有株券等の合計数	18 (個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

下吉 英之

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	8 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	8 (個)	—	—
所有株券等の合計数	8 (個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、有限会社阪野興産（所有株式数425,840株、株式所有割合7.89%）との間で、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を、平成21年12月2日付で締結しており、また、阪野正廣氏との間で、阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式（所有株式数合計434,632株、株式所有割合合計8.05%）の全部につき本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を、平成21年12月2日付で締結しております。

また、公開買付者は、株式会社サンセイテクノス（所有株式数272,000株、株式所有割合5.04%）との間においても、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成21年12月2日付で締結しております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の取引関係

公開買付者と対象者は、平成18年5月15日、業務・資本提携に関する基本合意を行っております。

最近の3事業年度の各期末時点における、公開買付者と対象者との間の重要な取引の内容は、以下のとおりです。

- ① 第78期連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
重要な取引はありません。

- ② 第79期連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

取引の内容	取引金額（千円）	対象者における計上科目	期末残高（千円）
対象者による商品の仕入れ	630,793	買掛金	100,642
対象者による仕入割引	5,707		

(注1) 商品の販売・仕入については、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注3) 上記（注1及び注2を含みます。）は、対象者の第53期有価証券報告書（提出日：平成20年6月27日）に基づいて作成しております。

- ③ 第80期連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

取引の内容	取引金額（千円）	対象者における計上科目	期末残高（千円）
対象者による商品の仕入れ	553,263	買掛金	51,101
対象者による仕入割引	5,548		

(注1) 商品の販売・仕入については、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注3) 上記（注1及び注2を含みます。）は、対象者の第54期有価証券報告書（提出日：平成21年6月26日）に基づいて作成しております。

(2) 公開買付者と対象者の役員との取引関係

公開買付者と対象者の役員との間には、重要な取引はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、平成21年12月2日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議がなされております。

公開買付者は、阪野正廣氏との間で、阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式（所有株式数合計434,632株、株式所有割合合計8.05%）の全部につき本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を、平成21年12月2日付で締結しております。

(2) 本公開買付けの実施に至る過程（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等）

公開買付者は、上記のとおり、対象者を100%子会社化する予定です。対象者は、本書提出日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は、対象者普通株式1,642,000株（株式所有割合30.41%）を所有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して代表取締役1名、社外取締役1名及び社外監査役1名を派遣しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

① 公開買付者における検討

公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である株式会社SBI証券を財務アドバイザーとして選任するとともに、長島・大野・常松法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所の助言を得ながら慎重に議論・検討を進めてきました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルートス・コンサルティングに対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者普通株式にかかる株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、プルートス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

同株式価値算定書においては、市場株価平均法及びDCF法の各手法によって、対象者普通株式の株式価値の算定を行っております。各手法における対象者普通株式の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価平均法では、平成21年12月1日を基準日として、対象者普通株式のジャスダック証券取引所における1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の出来高加重平均値を基に、1株当たりの株式価値の範囲を290円から309円までと算定しています。また、DCF法では、将来の収益予測や事業計画等を基に、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を336円から469円までと算定しています。

公開買付者は、プルートス・コンサルティングから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者普通株式の市場株価及び出来高の動向、対象者に対する財務デュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格に付されたプレミアムの実例並びに本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者、対象者の大株主である有限会社阪野興産、阪野正廣氏ら及び株式会社サンセイテクノスと協議・交渉を行った結果を踏まえ、最終的に平成21年12月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり400円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付価格は、本公開買付けの開始を決議した公開買付者の取締役会開催日に先立つ最終の取引成立日である平成21年11月26日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値285円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入）、上記取締役会開催日の前営業日である平成21年12月1日までの過去1ヶ月間の出来高加重平均値290円（小数点以下四捨五入）に対して37.93%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の出来高加重平均値300円（小数点以下四捨五入）に対して33.33%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去6ヶ月間の出来高加重平均値309円（小数点以下四捨五入）に対して29.45%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、公開買付者取締役会において本公開買付けの開始を決

議した日である平成21年12月2日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値285円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

② 対象者における検討

一方、対象者は、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である大和総研を選定し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。平成21年12月1日、対象者は、大和総研より、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、対象者普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得いたしました（なお、対象者は、大和総研から、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。同株式価値算定書においては、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値を分析しており、市場株価平均法では289円から309円、DCF法では304円から496円、類似会社比較法では266円から488円の各レンジが、対象者普通株式の株式価値の算定結果として示されております。

対象者取締役会は、法務アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所からの助言を踏まえて、大和総研より受領した株式価値算定書及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した結果、対象者が公開買付者の100%子会社となることにより、公開買付者との経営統合を通じて得られる公開買付者の有する経営資源の活用並びに業務面及び財務面の相乗効果等から、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続を経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者普通株式の流動性を確保するものであるとともに、対象者株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨を、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により、決議しています。

なお、対象者の代表取締役社長である下吉英之及び対象者の社外取締役である島田教雄は、それぞれ公開買付者の取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。また、対象者取締役会長である阪野正廣氏については、対象者の大株主であって、その株式所有割合も、阪野正廣氏単独で4.89%（有限会社阪野興産及び阪野正廣氏ら合計で15.93%）にのぼり、かつ、公開買付者との間で、有限会社阪野興産及び阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を締結しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、上記の対象者取締役会には出席しておりません。

さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役中野純氏及び社外監査役棚橋渉氏は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行うことに賛成する旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役住谷正志は、公開買付者の取締役を兼務しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

③ その他

公開買付者は、法に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切に判断する機会を確保しております。

なお、公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	平成19年3月期 (第52期)	平成20年3月期 (第53期)	平成21年3月期 (第54期)
売上高(千円)	8,260,727	6,515,969	5,396,107
売上原価(千円)	7,103,657	5,557,611	4,581,723
販売費及び一般管理費(千円)	1,253,134	1,160,174	1,024,857
営業外収益(千円)	68,801	92,083	62,408
営業外費用(千円)	6,865	16,098	3,879
当期純利益(当期純損失) (千円)	(278,499)	(196,426)	(340,400)

決算年月	平成21年9月期 (第55期第2四半期累計 期間)
売上高(千円)	1,754,912
売上原価(千円)	1,477,132
販売費及び一般管理費(千円)	436,603
営業外収益(千円)	25,994
営業外費用(千円)	1,496
四半期純利益(四半期純損失) (千円)	(124,588)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、第52期については第52期有価証券報告書(提出日:平成19年6月28日)、第53期については第53期有価証券報告書(提出日:平成20年6月27日)、第54期については第54期有価証券報告書(提出日:平成21年6月26日)、第55期については第55期第2四半期報告書(提出日:平成21年11月13日)より引用しております。なお、対象者は連結財務諸表を作成していないため、上記は、すべて単体財務諸表より引用しております。

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	平成19年3月期 (第52期)	平成20年3月期 (第53期)	平成21年3月期 (第54期)
1株当たり当期純利益(当期純損失) (円)	(51.81)	(36.69)	(64.57)
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	12.00 (-)	10.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり純資産額 (円)	1,277.54	1,197.01	1,122.66

決算年月	平成21年9月期 (第55期第2四半期累計 期間)
1株当たり四半期純利益(四半期純損失) (円)	(23.88)
1株当たり配当額 (円)	-
1株当たり純資産額 (円)	1,109.80

(注) 上記は、第52期については第52期有価証券報告書(提出日:平成19年6月28日)、第53期については第53期有価証券報告書(提出日:平成20年6月27日)、第54期については第54期有価証券報告書(提出日:平成21年6月26日)、第55期については第55期第2四半期報告書(提出日:平成21年11月13日)より引用しております。なお、対象者は連結財務諸表を作成していないため、上記は、すべて単体財務諸表より引用しております。

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社ジャスダック証券取引所						
	月別	平成21年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価(円)	330	333	346	325	320	303	285
最低株価(円)	300	333	329	300	275	272	285

(注) 平成21年12月については平成21年12月2日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	-	4	3	36	5	-	246	294	-
所有株式数(単元)	-	335	66	2,964	136	-	1,858	5,359	41,000
所有株式数の割合(%)	-	6.25	1.23	55.31	2.54	-	34.67	100	-

(注1) 自己株式182,315株は「個人その他」に182単元、「単元未満株式の状況」に315株含まれております。

なお、自己株式182,315株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数と同一であります。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の第54期有価証券報告書(提出日:平成21年6月26日)より引用しております。

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社立花エレテック	大阪市西区西本町1丁目13番25号	1,642	30.41
有限会社阪野興産	大阪府河内長野市三日市町1112	425	7.89
株式会社サンセイテクノス	大阪市淀川区西三国1丁目1番1号	272	5.04
阪野 正廣	大阪府和泉市	263	4.89
大電社取引先持株会	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号	206	3.81
因幡電機産業株式会社	大阪市西区立売堀4丁目11番14号	200	3.70
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	170	3.15
エスアイエックス エスアイ エス エルティーディー (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	BASLERSTRASSE100. CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	121	2.24
阪野 千鶴子	大阪府河内長野市	120	2.24
日本航空電子工業株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号	100	1.86
計	—	3,521	65.22

(注1) 上記のほか、自己株式が182千株あります。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の第54期有価証券報告書(提出日:平成21年6月26日)より引用しております。

(注3) 対象者の第55期第2四半期報告書(提出日:平成21年11月13日)に記載された平成21年9月30日現在の対象者の大株主の状況は以下のとおりです。

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社立花エレテック	大阪市西区西本町1丁目13番25号	1,642	30.41
有限会社阪野興産	大阪府河内長野市三日市町1112	425	7.89
株式会社サンセイテクノス	大阪市淀川区西三国1丁目1番1号	272	5.04
阪野 正廣	大阪府和泉市	263	4.89
大電社取引先持株会	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番17号	226	4.19
因幡電機産業株式会社	大阪市西区立売堀4丁目11番14号	200	3.70
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	170	3.15
エスアイエックス エスアイ エス エルティーディー (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	BASLERSTRASSE100. CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	128	2.37
阪野 千鶴子	大阪府河内長野市	120	2.24
日本航空電子工業株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号	100	1.86
計	—	3,548	65.72

(注) 上記のほか、自己株式が182千株あります。

②【役員】

平成21年6月26日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
阪野 正廣	取締役会長		263	4.89
下吉 英之	代表取締役社長		6	0.11
村山 則雄	取締役	営業本部長	28	0.52
竹内 悟朗	取締役	管理本部長 兼総務部長 兼財務部長	16	0.30
島田 教雄	取締役		—	—
中野 純	常勤監査役		24	0.44
棚橋 渉	監査役		45	0.83
住谷 正志	監査役		—	—
計			382	7.09

(注1) 取締役島田教雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役のうち棚橋渉と住谷正志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 上記(注1及び注2を含みます。但し、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」を除きます。)は、対象者の第54期有価証券報告書(提出日:平成21年6月26日)より引用しております。

(注4) 第55期第2四半期報告書(提出日:平成21年11月13日)によりますと、第54期有価証券報告書提出日後、当該四半期報告書提出日までにおいて役員の変動はありません。

4【その他】

対象者は、ジャスダック証券取引所において、平成21年12月2日付で「平成22年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく配当予想の修正内容の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

配当予想の修正内容

	1株当たり配当金		
	第3四半期末	第4四半期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭
前回予想	—	<u>5.00</u>	<u>5.00</u>
今回修正予想	—	<u>0.00</u>	<u>0.00</u>
(ご参考) 平成21年3月期実績	—	5.00	5.00